

【別紙】教育課程の編成・実施の際に参考にしていきたい事項

1 子どもたちの「学びの保障」のための教育活動について

参考:令和2年4月7日付け 教委義第35号
「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う教育活動の再開にあたっての留意事項について(依頼)」

① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の方法

・「3つの密」を避ける一方で、児童生徒の学習を充実させる観点から、「主体的・対話的で深い学び」による授業改善に取り組むこと。その際、対話的な学びとは、グループ学習やペアトーク等による話し合い活動等の学習形態を指すものではないことに留意し、ICT 機器や思考ツール等を効果的に活用したり、先哲や作者等の考えに触れたりすることで自己の考えを広げるなどの学習活動を工夫して行うこと。

② 感染の可能性がある学習活動の実施について

・各教科の指導において、感染症対策を講じてもお感染の可能性がある学習活動については「行わないこと」や「指導順序の変更等を行うこと」などが考えられる。

2 教育課程の実施上の工夫について

参考:令和2年4月17日付け 教委義第212号
「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により未指導となった事項の補充等について(依頼)」
令和2年5月7日付け 教委義第336号
「新型コロナウイルス感染症対策に伴う分散登校等に対応した学習指導の工夫について(依頼)」

①カリキュラム・マネジメントの推進

・各教科等において内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の家庭学習と授業との効果的な組合せを考えたりしながら、指導に要する時間の削減を図るとともに、短期の PDCA サイクルを回し、授業時数の調整を適切に行うこと。
・「3つの密」や「感染の可能性がある学習」を避ける観点から、学校行事の重点化や準備時間の縮減に努める。

②短時間学習や長時間学習の実施

・朝や夕方の短時間学習の時間を単元（題材）などのまとまりの一部として適切に位置付ける。

③長期休業期間の短縮及び土曜授業

・児童生徒や教職員の負担にも配慮した上で、各設置者の判断で行う。

3 特例対応等について

文科省通知に示されている「特例的な対応」は学校における指導の充実を最大限図った上での補完的な取組であることに留意する。

①次年度以降を見通した教育課程の編成について

・本県においては、5月18日までに学校再開または分散登校が実施され、また、6月1日までに全ての学校が本格再開される予定である。今後、通常通り授業が実施されることを想定した場合、現段階では、上記「2 教育課程の実施上の工夫について」に示す対応により、今年度中に教育課程を修了することが適切と判断される。

②学校の授業における学習活動の重点化

・感染症対策への対応により今後さらに臨時休業等が実施された場合には、さらなる学習活動の重点化が求められることになる。その際もまずは、上記「2 教育課程の実施上の工夫について」に示す対応により実施することが適切と判断される。